

国会（衆議院）

- ・衆議院赤坂議員宿舍整備等事業契約における消費税の取扱いについて（衆議院議長あて）
（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

衆議院は、本院指摘の趣旨に沿い、20年12月に契約相手方に対して、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求める処置を講じていた。

内閣府（内閣府本府）

- ・ **沖縄振興計画推進調査委託費等による調査・検討業務の委託契約等について（内閣総理大臣あて）**
（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

内閣府沖縄総合事務局は、本院指摘の趣旨に沿い、20年12月に沖縄総合事務局内閣府所管調査委託要綱を定めるなどして、委託費により行う調査・検討業務は、委託契約により行うこととするとともに、業務の実施過程を把握し、その実績に基づいて業務の完了後に契約額の精算を行う処置を講じていた。

総務省

- ・地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備したテレビ会議装置の利用状況について（総務大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年6月に事業主体向けに作成している地域イントラネット基盤施設整備事業実施マニュアルに、テレビ会議装置は原則として補助の対象外とすることを明記する処置を講じていた。

・市町村合併に係る特別交付税の額の算定について（総務大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項）

総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成20年10月までに特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）の改正、地方団体に対する合併支援経費等に係る算定資料の精査実施の要請、合併関係項目に係る特別交付税算定資料の検査要領の整備等の処置を講じていた。そして、総務省は、21年8月までに19年度の合併支援経費等に係る財政需要の決算額及び開差額を地方団体から報告させ、また、整備した検査要領に基づき、19年度の特別交付税の算定資料の検査を自ら実施したり、都道府県に検査を実施させて報告をさせたりすることにより、財政需要を把握して、上記の改正した省令に基づき、20年度の特別交付税の算定資料の報告額に19年度の開差額を反映させて特別交付税を減額する処置を講じていた。

・独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について（総務大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、通信・放送承継勘定における出資金の額の適切な規模を検討するために、機構に対して業務に必要な経費の額を試算するよう指示し、勘定廃止時に出資金のき損を生じさせることなく国庫返納できるよう、貸付債権の回収の最大化、経費の縮減等に向けて努力するよう引き続き指導、助言を行うこととしている。

また、不要な資金を国庫に返納させる制度の整備については、政府による独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえて、引き続き検討を行っていくこととしている。

法務省

・ 刑事施設における医薬品の調達について（法務大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年11月に、刑事施設を含むすべての矯正施設の長に対して通知を発して、医薬品の調達に当たっては、原則として一般競争入札により契約を行うとともに、医師が医療上の必要に基づいて特定の医薬品を使用する場合以外は、同等品を含めて医薬品を広く選定できる方法を採用するよう指導するなどしていた。そして、21年度の医薬品の調達については、すべての刑事施設において、一般競争入札による契約を行うとともに、同等品を含めて医薬品を広く選定できる方法を採用するなどしていた。

・国有財産の管理における登記の嘱託について（法務大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、国有財産部局長が管理することになっている国有財産について、訓令に基づいた適切な登記の嘱託を行い、適切な管理を行えることとするために、20年11月に、訓令を改正して財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備えるという登記の嘱託の必要性や登記の嘱託が必要な場合の具体的手続を明確にするとともに、改正後の訓令について周知徹底を図るよう事務連絡を発するなどの処置を講じていた。そして、21年6月末までに、各国有財産部局長は、改正後の訓令上、登記の嘱託を行う必要がある国有財産については、すべて登記の嘱託を行っていた。

外務省、独立行政法人国際協力機構

・政府開発援助の効果の発現について（外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

外務省及び独立行政法人国際協力機構は、次のような処置を講じていた。

- (1) ガーナ共和国が我が国の援助により建設した橋りょうについては、20年8月にボルトを補充するなどの手直し工事が行われた。また、機構は、今後実施する資材調達型の援助については、相手国実施機関からすべての施設の現状を網羅した報告書の提出を受けるとともに、可能な限り外務省又は機構の担当者が現地へ赴くなどして、相手国が行う工事の出来型の確認を行うこととした。
- (2) モザンビーク共和国が我が国の援助により改修したかんがい施設については、21年7月にイスラム開発銀行の資金協力により関係国等が実施する予定の改修工事のための調査が開始された。また、外務省及び機構は、今後実施する複数の関係国等が関与する援助については、案件形成の際に相手国及び関係国等との連絡・調整を綿密に行うなどして、事業が早期に実現するように働きかけることとした。
- (3) インドが我が国の円借款により実施した火力発電所、アンモニアプラント両建設事業については、同国事業実施機関の負担によりナフサからLNGへの燃料又は原料の転換等を図るコンサルタント契約が締結された。また、機構は、今後実施する円借款については、事後評価及び事後モニタリングで得られた教訓及び提言が十分に活用されるよう、適時適切な助言等の積極的な事後監理に取り組むこととするとともに、案件形成時や審査時において、相手国政府の助成政策や原料の国際市場価格動向等について適切な調査と検討を行うこととした。

財務省

- ・独立行政法人国立印刷局における土地及び土地譲渡収入などによる資金について（財務大臣あて）
（平成18年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、独立行政法人国立印刷局の保有資産の適正規模については、政府において検討され、策定された独立行政法人整理合理化計画（19年12月24日閣議決定）を踏まえて、20年2月に定めた同年4月から25年3月までの期間に同局が達成すべき業務運営に関する目標において保有資産の見直しを定める処置を講じていた。

また、不要な資産を国庫に返納させる制度の整備については、各独立行政法人の不要財産の国庫返納等を定めた「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」が20年4月25日に国会に提出されていたが、21年7月21日に衆議院が解散し、当該法律案は廃案となった。財務省は、計画の趣旨を踏まえて、引き続き政府の方針に従って適切に対応することとしている。

・ **公務員宿舍赤羽住宅（仮称）整備事業等契約における消費税の取扱いについて（財務大臣あて）**

（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、5整備事業の各契約相手方に対して、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの処置を講じていた。

なお、5整備事業のうち、公務員宿舍三宿第二住宅（仮称）整備事業、公務員宿舍仲田住宅及び千種東住宅整備事業及び公務員宿舍枚方住宅（仮称）整備事業については、21年6月までに割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないようにする変更契約を各契約相手方と締結した。また、他の2整備事業については、国と各契約相手方との間で消費税に係る会計処理についての認識が異なっているなどとしていて、契約変更は困難な状況となっている。

厚生労働省

- ・国民健康保険広域化等支援事業費等補助金について（厚生労働大臣あて）

（平成18年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、基金の需要動向等の調査結果を踏まえ貸付条件等を見直すこととして21年8月に保険局長通知を改正し、都道府県に対して基金条例等の関連規定を改正するよう通知するなどして利用促進策を講じていた。また、都道府県ごとの保険者の財政状況等に応じて基金の廃止も含めた事業内容の見直しを行うことについては、上記の利用促進策の実施状況を見つつ、都道府県から協議の申入れ等がある場合はその都度検討を行うこととしていた。

・生活保護事業の実施における詐取等の事態の防止について(厚生労働大臣あて)

(平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- (1) 精算が速やかに行われていなかった詐取等に係る保護費等について速やかに精算を行うよう事業主体に対して指導した。
- (2) 21年3月に都道府県等に対して「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発して、生活保護費の支給等の事務処理の適正化とその実施状況についての指導監査時における確認、現業員等による詐取等不正事案の速やかな報告及び現業員等の詐取等に係る国庫負担金の適正な精算等について通知した。
- (3) 21年5月に生活保護費等国庫負担金交付要綱の一部を改正して、詐取等に係る保護費等が国庫負担の対象とならないよう精算方法を明示するなどの処置を講じた。

・介護保険における財政安定化基金の基金規模について（厚生労働大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年8月に国が定める標準拠出率の算定の考え方を都道府県に対して示すとともに各都道府県が基金の保有状況、貸付状況等を十分に検討するなどして適切な拠出率を定めるよう助言することとしていた。なお、標準拠出率については、21年1月に厚生労働省令の一部を改正して、21年度から23年度までの標準拠出率をそれまでの千分の一から一万分の四としたことにより、基金規模の拡大が抑制されることとなった。

そして、基金規模を縮小できるような制度に改めることについては、引き続き検討を行っていくこととしている。

農林水産省

・林業・木材産業改善資金貸付事業の運営について（林野庁長官あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、20年10月の都道府県資金担当者を集めた全国4か所でのブロック会議において、自主納付の検討対象とすべき額の算定方法についての指針の周知徹底を図り、また、各都道府県と個別に協議を行うなどして、随時資金規模の見直しを行うよう指導するなどの処置を講じていた。

これを受け、21年7月末までに18府県において、自主納付の処置が執られていた。

・新農業水利システム保全対策事業における農業水利システム保全計画の策定について（農林水産大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、本院が指摘した138地区に係る保全計画を、21年3月までに機能診断等の結果を反映した適切なものに修正させるとともに、20年9月に発出した通知に基づき、事業主体に対して、都道府県を通じて、計画策定事業の趣旨の周知徹底及び指導を行い、また、事業主体が策定した保全計画に対する審査を行い、機能診断等の結果を十分反映させていない保全計画を修正させるなどの処置を講じていた。

・**農業集落排水事業の計画及び実施について（農林水産大臣あて）**

（平成19年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年9月に発出した事務連絡に基づき、都道府県に対して、事業計画策定時における経済比較に当たっては、年経費の算出に用いる耐用年数は使用実績による年数とすることなどを十分に認識した上で年経費の算出を行うよう、事業主体に周知徹底を図るとともに、その実施に当たり指導等を十分に行うよう助言し、また、事業採択時においては、事業主体が行っている経済比較の実態を十分に把握して、経済比較が適切に行われているかなどの点について十分に審査を行うなどの処置を講じていた。

経済産業省

・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉱工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について（経済産業大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、鉱工業承継勘定における出資金の額の適切な規模を検討する中で、機構に対して、勘定廃止時に出資金のき損を生じさせることなく国庫返納できるよう、貸付債権の回収の最大化、経費の縮減等に向けて努力するよう引き続き指導、助言を行うこととしている。

また、不要な資金を国庫に返納させる制度の整備については、政府による独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえて、引き続き検討を行っていくこととしている。

経済産業省、環境省

- ・エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金について(経済産業大臣、環境大臣あて)
(平成19年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

経済産業省及び環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年7月までに事務連絡を発するなどして、従前の予算の執行状況等を十分把握して不用額の発生要因を見極めるよう関係各課等に指示を行っていた。

そして、22年度の歳出予算の見積りに当たって、これらを十分考慮した適切なものになるよう引き続き検討を行っていくこととしている。

経済産業省

・エネルギー対策のための地域新生コンソーシアム研究開発委託事業で取得した物品の管理について (経済産業大臣あて)

(平成19年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年4月に、大臣官房会計課制定の「委託事業終了後における取得財産取扱いマニュアル(地域イノベ・地域資源版)」を改訂して、各経済産業局が委託事業で取得した物品について、改造等の承認を円滑に行えるように承認基準等を明確にしたり、物品の売却等を促進できるように処分方針を定めたりなどするとともに、各経済産業局に対して通知を発して、これを周知し、物品の改造等の必要性及び買取りの希望の有無等について十分に把握させるよう指導する処置を講じていた。

国土交通省

・下水道の管きょ築造工事におけるセグメントの材料単価の決定について（国土交通大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、各都道府県等に対して、20年9月に事務連絡を発して、セグメントの材料単価の決定に当たっては、特別調査を活用するなどして、より実勢価格に近づけるための検討を十分行い、適切な積算を行うよう助言するとともに、全国下水道主幹課長会議等において、各都道府県等管内の関係各機関等にもこの旨を周知徹底するよう要請する処置を講じていた。

・地盤改良工事の設計について（国土交通大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年9月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、粉じんの発生を抑制する必要がある地盤改良工事の実施に当たっては、移動型改良工法についても比較検討の対象とした上で、工法の選定を適切に行って経済的な設計となるよう周知徹底するとともに、都道府県等に対して同様の助言を行い、管内の関係機関等にもこの旨を周知徹底するよう要請するなどの処置を講じていた。

・調査等業務における交通船等の借上費に係る船員数の積算について（国土交通大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、作業の実態に合わせて船員1名を標準とするよう積算基準を改訂し、21年8月以降に発注する業務から適用することとする通知文書を同年7月に地方整備局、港湾管理者等に対して発し又は参考送付する処置を講じていた。

・トンネル工事において使用する集じん機の機種及び規格の選定について（国土交通大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年9月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、トンネル工事において使用する集じん機の機種及び規格の選定に当たっては、電気式についても比較検討の対象とした上で、集じん機の選定を適切に行って経済的な設計となるよう周知徹底するとともに、都道府県等に対して同様の助言を行い、管内の関係機関等にもこの旨を周知徹底するよう要請するなどの処置を講じていた。

- ・高齡者の生活特性に配慮した公営住宅において高齡者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齡者生活相談所及びL S A専用住戸の利用状況について（国土交通大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、事業主体に対して、21年7月に厚生労働省と連名で通知を発するなどして、高齡者生活相談所の供給を行うに当たっては、住宅供給者と福祉提供者が連携してその利用方法等について十分検討した上で事業計画を策定するよう周知徹底を図るとともに、高齡者生活相談所及びL S A専用住戸の利活用を検討する際の参考に資するため、同年6月及び7月に、これらを有効に利活用している事例集を配布して情報提供を行う処置を講じていた。

・国土交通省における一般乗用旅客自動車の使用状況について（国土交通大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年10月及び21年2月に通達等を発し、21年4月以降は、職員に記入することを求めている事項を記入する欄がタクシー乗車券にない場合については、タクシー会社と協議の上、その記入事項を余白等に記入することとし、タクシー会社の承諾が得られず使用済みタクシー乗車券が返却されない場合については、21年8月に事務連絡を発し、21年9月以降は、タクシー乗車券を使用する前に所定の項目を記入して写しを取り、使用后、これに領収書等の金額を記入することとするなど、より適切な管理を行う処置を講じていた。

・道路整備特別会計における支出の状況について（国土交通大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年11月までに、地方整備局等に対して通知を発するなどして、連絡用車両の車両管理業務については、20年度後半における発注から、過去の受注実績を要件としないなど入札参加資格要件を見直して、すべて一般競争入札で実施することとして競争性の向上を図り、広報広聴業務については、応募要件の適切な設定を行って応札（応募）可能者数が限られることがないようにするとともに、ホームページのアクセス件数等を計測するなど可能な限り効果の検証を行うようにし、観光資源の活用等地域に密着した調査研究業務については、業務の成果等を可能な限りホームページ等で公表するようにした。また、公益法人に発注する調査研究業務等については、再委託の承認申請が適切に行われるように徹底するとともに、公益法人に発注する専門性の高い業務については、特記仕様書等において照査技術者を配置することとして、受注者において成果物の内容の照査が行われるようにする処置を講じていた。

国土交通省、内閣府（警察庁）、総務省、財務省

- ・自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について（警察庁長官、総務大臣、国税庁長官、国土交通大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

国土交通省、警察庁、総務省及び国税庁は、本院指摘の趣旨に沿い、21年4月までに、サービスが自動車の購入者に十分周知されるよう、ポスターの掲示とチラシの配布を行ったり、自動車税の納付書や広報誌等によりサービスの広報を行ったりなどするとともに、利用者の利便性に資するよう、自動車の登録審査日数をホームページに掲載するなどシステムの改善を図った。また、サービスに接続されていない検査標章印刷用プリンターを撤去したり、深夜の時間帯等におけるサービスのシステム監視要員を削減したりして、費用の節減を図った。

国土交通省

- ・監督測量船の効率的な運用等について（国土交通大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年12月に、港湾業務艇の配置の考え方を含めた運用等に関する基本的な方針として、その運用を効率的に行うため、港湾業務艇の運用状況について毎年点検・分析を行い、必要に応じて配置を見直すことなどを内容とする「港湾業務艇の配置及び運用に関する基本方針」を作成して地方整備局等に対して通知を発する処置を講じていた。

環境省

- ・浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の実施について（環境大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年5月に都道府県等の担当者会議を開催するなどして、地方公共団体に対して、浄化槽が使用されていない事態及び適正に維持管理されているか確認ができていない事態の解消に向けた技術的助言を行うとともに、同年1月に事業実施要綱を改正して、浄化槽の使用開始期限を設置後1年以内とすることなどを明記したほか、都道府県が保有している法定検査の情報を市町村に提供して受検状況を確認できる体制をとるよう指導する処置を講じていた。

防衛省

・廃電池の管理について（海上自衛隊補給本部長あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

海上自衛隊補給本部は、本院指摘の趣旨に沿い、21年8月に深海救難艇及び人員移送用カプセル用廃電池の一部の売払いを行うとともに、同年3月に行おうとした魚雷用廃電池の売払いについては、契約の締結に至らなかったことから、舞鶴地方総監部の関係部署と入札不調の原因を分析して、同年12月までに、廃電池の売払規模や銀回収可能量の調査を行い、併せて各地方総監部地区における売払いの実施の可否を検討した上で、同年中に廃電池の中期的な処分計画を策定するなどして、22年以降に廃電池の処分の促進を図ることとしている。

・部隊発注工事により取得した財産の国有財産台帳等への記録について（海上幕僚長あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

海上自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、国有財産台帳等に記録されていなかった国有財産等を国有財産台帳等に記録していた。また、20年9月に事務連絡、同年10月、21年3月及び4月に通知をそれぞれ発して、部隊発注工事により今後取得する財産について国有財産台帳等への正確な記録が確実に行われるように、研修等を行ったり、事務を担当する部署の協議の手順等を定めたりするなどの処置を講じていた。

・専用サービス契約における高額利用割引の適用について（防衛大臣あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年1月にN T T各社に対してそれぞれ専用サービス改称届を提出して、同年4月以降、防衛省全体で高額利用割引の適用を受けることができるよう手続をとるとともに、同年6月に事務連絡を発して、今後新規に専用サービスを申し込む場合は申込者を防衛省として申し込むことにより、防衛省全体で高額利用割引の適用を受けることとする処置を講じていた。

・陸上自衛隊の会計業務システムの運用について（防衛省陸上幕僚長あて）

（平成19年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

陸上自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、会計業務システムの機器についてその必要性の再検討を行い、この結果を踏まえて、35駐屯地に所在する会計隊に設置されている開発端末13台、業務端末59台、業務サーバ34台、計106台のうち、開発端末7台、業務端末7台、業務サーバ3台、計17台を21年3月末までに撤去していた。また、陸上幕僚監部は、20年11月に会計業務システムの運用及び管理のための要領に同システムを使用して行う会計業務を規定するなど、会計業務システムの機器の有効利用を図るための処置を講じていた。